

令和6年4月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和6年4月25日(木)

午前10時30分

場 所：波佐見町役場

3階「第4会議室」

1. 出席委員

1番 小林 孝幸	2番 楠田 孝夫	3番 山本 忍
4番 田中 孝喜	5番 田島 正孝	6番 増田 京子
7番 高尾 晃	8番 谷村 英里子	9番 村川 浩記
10番 松下 喜光	11番 山口 泰	13番 西 秀敏
14番 川島 博昭		

2. 欠席委員

3. 事務局

事務局長 伊藤 幸治 係長 滝川 昌明

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

10番 松下 喜光 11番 山口 泰

第2 提出議案

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について

「異議なし」により可決承認

議案第 2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第 3号 波佐見町農業振興地域整備計画変更に対する意見について

「除外することに異議なし」として県知事に進達

議案第 4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

「異議なし」により可決承認

議案第 5号 農用地利用集積等促進計画の要請について

「異議なし」により可決承認

第3 報告事項

報告第 1号 解約通知書について

報告第 2号 農地転用許可除外届出について

なお、議案内容については、別添提出議案集による。

令和6年4月25日(木) 午前10時30分 開会

- 滝川係長 ただいまから令和6年4月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。
開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。
- 川島会長 <会長あいさつ>
- 滝川係長 ありがとうございます。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務について、引き続き川島会長から報告をお願いします。
- 川島会長 <先月の総会から現在までの会務報告>
- 滝川係長 ありがとうございます。それではここからは、議事の進行を会長が行います。
- 川島会長 それでは、議事日程に従って、会議を進めます。
議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。
本日の会議録署名委員は
「10番 松下委員」「11番 山口 泰委員」をお願いします。
- 次に、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。
- 滝川係長 (別紙資料 議案第1号を朗読し説明する。)
今回の申請ですが、譲受人は以前から申請地を借りて耕作しており、所有権を移転した方が耕作に便利であるため、農地法第3条の申請をされています。
なお、譲り受けた後も今までどおり水稻を耕作する予定で、周囲に迷惑にならないよう草刈等の作業を適格に行い、地域に協力するとあることから事務局としては、特段問題ないかと思えます。
以上、ご審議方よろしくをお願いします。
- 川島会長 それでは、井石地区の担当委員である「4番 田中孝喜委員」、補足説明がありましたらお願いします。
- 田中委員 はい、4番 田中です。現在も本申請の譲受人が耕作しておりますので問題はないかと思えます。ご審議方お願いします。
- 川島会長 それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。
- (意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第1号は、許可することにいたします。

続きまして**議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」**を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第2号を朗読し説明する。)

今回の申請ですが、申請地からおおむね300m以内に県庁や市役所、町村役場がある場合は、「第3種農地」に該当するため、波佐見町役場からおおむね300m以内にある今回の申請は、原則許可できる農地となります。

転用の目的は、現在住んでいる建物が老朽化しているため、両親が住んでいた隣の建物に転居しようとしていますが、住宅部分が手狭であるため、建物の一部を増築する計画となっています。

次に被害防除計画ですが、盛土や切土を行うことなく現状のまま利用するため土砂流出のおそれはなく、隣接地には自己所有の畑がありますが、日照、通風等に影響は特段生じないと思われま

す。なお、排水計画についてですが、雨水については水路放流、汚水・生活雑排水は下水道接続となっております。

以上、ご審議方よろしくお

川島会長

それでは、折敷瀬地区の担当委員である「5番 田島委員」、補足説明がありましたらお願いします。

田島委員

はい、5番 田島です。事務局の説明とおりです。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は、許可相当として進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第2号は許可相当として進達することいたします。

続きまして、議案第3号「波佐見農業振興地域整備計画変更に伴う意見について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第3号について説明する。)

農用地の除外申請については、3か月に1回農林課で受付を行っており、今回は、令和6年3月29日に申請されたものについて、町長から農業委員会に意見を求められたものになります。

農用地除外の理由は、銀行から融資を受けて申請人の老朽化した住宅の一部建替を計画されていますが、融資を受ける条件として、今まで農道として利用していた敷地を生活用道路に転用する必要があることから、農用地除外の申請をされています。

申請地は、昭和55年5月に土地改良法により換地処分が行われた農地であることから「第1種農地」と判断され、更に、農用地の指定を受けており、原則として転用の許可が不可能な農地になりますが、波佐見農業振興地域整備計画の変更により農用地から除外をすると、第1種農地の例外規定にある「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しますので、転用の許可は可能ではないかと判断しました。

なお、農用地に除外要件は、転用許可が可能なこと、農用地除外しても、土地利用の虫食い状態がないこととされていますので問題ないものと思われます。

被害防除計画ですが、新たな工事等を行わず現状のまま利用することから近隣農地の日照、通風等の被害は生じないと思われます。

排水は、今までどおり自然流下するようになります。

以上、ご審議方よろしくお願いたします。

川島会長

それでは7番 高尾委員、補足説明をお願いします。

高尾委員

はい。7番 高尾です。事務局の説明とおりで。ご審議方お願いします

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第3号「波佐見農業振興地域整備計画変更に伴う意見について」は「除外することに異議なし」として回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

それでは議案第3号については、「除外することに異議なし」として回答することにいたします。

続きまして、議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び議案第5号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第4号について読み上げて説明する。)

今回提出した集積計画は、〇〇郷〇〇他合計19筆で、面積は、合計40,489㎡となります。

利用権設定をするものは、〇〇郷〇〇さん他11名で、利用権設定を受ける者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社となります。種別・利用目的は、新規・水田、及び変更・水田となっています。

期間はすべて令和6年6月10日からで、10年間の令和16年6月9日までが16筆、5年間の令和11年6月9日までが3筆となっています。

(別紙資料 議案第5号について説明する。)

次は、集積計画に対しての促進計画になります。土地の所在及び面積は、〇〇郷〇〇他合計21筆で、面積は、合計42,877㎡となります。

利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は、〇〇郷〇〇さん他8名で、種別・利用目的は新規・水田、及び変更・水田となっています。

期間はすべて令和6年6月10日からで、10年間の令和16年6月9日までが16筆、8年1ヶ月間の令和14年7月9日までが1筆、5年間の令和11年6月9日までが3筆、3年8ヶ月間の令和10年2月9日までが1筆となっています。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りいたします。議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び議案第5号「農用地利用集積等促進計画の要請について」承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

異議なしということで、議案第4号及び、議案第5号については、承認することと致します。

続きまして、議事日程第3 報告事項に入ります。報告第1号「解約通知書について」、及び報告第2号「農地転用許可除外届出について」、事務局からの説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 報告第1号、及び報告第2号を朗読し報告する。)

川島会長

報告事項については、審議をいたしませんので、これで日程第3報告事項を終わります。

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会4月定例総会を閉会致します。

*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。